

※ 対照表

措置の内容	根拠法令
第1号技能実習計画認定申請 第2号及び第3号技能実習計画認定申請（国内移行ケースを除く。）	法第9条第6号（法施行規則第12条第1項第7号）
監理団体許可申請 監理団体許可有効期間更新申請 事業区分変更申請	法第25条第1項第2号（法第39条第3項（法施行規則第52条第6号））及び第6号（法施行規則第25条第2号及び第10号）

法：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律